

特定非営利活動法人くりあ一定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 くりあ という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岡山県赤磐市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域社会に対して、自閉症児・者及びその家族に対する適切な療育や正しい知識の啓発、福祉サービスの提供をはじめとし、地域の諸課題に対する包括的な支援事業を行うことを目的とする。また、児童福祉法及び障害者総合支援法に基づく事業をはじめ、すべての年齢層や多様なニーズに対応する支援を通じて、地域社会の幸福と持続可能な成長に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 情報化社会の発展を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- (1) 自閉症児・者の療育支援事業
- (2) 自閉症に関する正しい理解を広める啓発・社会教育事業
- (3) 自閉症児・者及び地域住民の余暇・文化・芸術・スポーツ振興事業
- (4) 地域の子ども・若者を対象とした職業適性診断イベント、一次産業体験講座
などキャリア教育事業
- (5) 自閉症児・者及びその家族に対する相談支援事業
- (6) 自閉症児・者の就労支援及び生活支援事業
- (7) 児童福祉法及び障害者総合支援法に基づく事業
- (8) 独居高齢者や子ども等が利用できる地域食堂（子ども食堂等）の企画・設置
運営並びに支援事業
- (9) 地域食堂を通じた見守り・交流・世代間連携促進事業
- (10) 食育・栄養改善を目的とした講座、ワークショップ及び教材開発事業

- (11) まちづくりを推進する地域資源活用プロジェクト及びボランティアマッチング事業
- (12) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

（種別及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

（選任等）

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

また、理事長がやむを得ない理由（利益相反行為に該当する場合を含む。）により業務遂行が困難な場合には、事前に定めた範囲において副理事長が理事長の職務を代行することができるものとし、その詳細な取り扱いについては理事会の議決を経て別途定める。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。

4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その役職にあることをもって報酬を受けないものとする。ただし、別途職員として雇用され、事業に従事した場合においては、労務の対価として報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理 事 会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、地方公共団体に譲渡するものとする。

（合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、電子公告に掲載して行う。

第10章 雑 則

（細則）

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	延原 拓志
副理事長	河内 明世
理事	時末 拓季
監事	元家 秀郎

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- | | |
|------------|----------------|
| (1) 正会員会費 | 5 0 0 0 円（年会費） |
| (2) 賛助会員会費 | 3 0 0 0 円（1口） |

(縦覧用)

役	員	名	簿
...	...	...	...

特定非営利活動法人くりあー

[illegible]

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、発達障害、特に自閉スペクトラム症（ASD）に関する理解や支援体制は徐々に社会に広がりつつあるものの、地域においては未だ社会資源が限られ、当事者やその家族が孤立しやすい状況が続いています。

岡山県内でも、中山間地域では医療機関や療育施設へのアクセスが限られており、療育開始の遅れや、家庭に過度な負担が生じるケースも散見されます。

また、超高齢社会と少子化が進行するなかで、孤立する高齢者、経済的困難を抱える子ども、ケアを担う家族の負担といった複合的な社会課題が地域で深刻化しています。こうした問題に対して、従来の行政サービスや一部の民間事業者による支援だけでは、きめ細やかで持続的な対応が困難な局面も少なくありません。

このような状況を踏まえ、私たちは「自閉症児・者およびその家族が、安心して地域で暮らし続けられる社会」を目指し、専門的な療育支援、当事者・家族向けの相談支援、正しい理解を広める啓発活動、そして子どもや高齢者を地域で支え合う食堂事業などを展開する「特定非営利活動法人くりあー」の設立を決意いたしました。

本法人は、自閉症児・者をはじめとする発達に特性のある子どもたちへの療育支援を基盤とし、障害特性への正しい理解を地域社会に根づかせる啓発活動や、当事者および家族への相談・支援事業を行います。これらの活動を通じて、福祉的包摂の実現、教育機会の保障、地域共生社会の構築といった公的な価値に資するものです。

さらに、地域住民が利用できる「地域食堂（子ども食堂・高齢者の共食事業）」の運営を通じて、世代間交流や見守りの機能を持たせることにより、子どもの健全育成、独居高齢者の孤立予防、地域内の支援ネットワークの強化という波及的な公益効果が期待されます。

今後、各種福祉・教育関連の行政委託事業や助成金・補助金を活用しつつ、持続的な支援活動を行っていくためには、法人格の取得が不可欠です。法人格を持つことで、契約主体として正式に事業所を設置・運営することが可能となり、行政や他団体と信頼性のある連携が図れます。

以上の趣旨のもと、私たちは「特定非営利活動法人くりあー」を設立し、すべての人がありのままに受け入れられ、支え合える地域社会の実現を目指してまいります。

2 申請に至るまでの経過

私は現在、発達障害児・者やその家族への支援を行う特定非営利活動法人に勤務し、支援現場の最前線に立って活動してまいりました。その中で、自閉症という特性に対する社会的理解の不足、地域ごとの支援格差、家庭に集中するケア負担、支援を届けたくても届かない制度上の限界——そうした構造的な問題を数多く目の当たりにしてきました。

特に、岡山県のような地方地域においては、専門機関の数も限られており、療育開始の遅れや、相談先のなさから親子が孤立してしまう事例も少なくありません。さらに、地域における「理解者」や「共感者」の輪がまだ十分に広がっていないため、保護者が抱える不安や孤独は深く、支援を受ける側のみならず、支援する側もまた疲弊しやすい状況にあります。

こうした課題を根本的に解決するためには、行政や既存の団体の枠組みを超えて、より地域に密着した、柔軟で包括的な支援を展開できる仕組みが必要です。療育支援のみならず、相談事業や啓発活動、さらには世代間交流や見守りを促す地域食堂の運営など、子どもから高齢者までを対象とする幅広い地域支援を一体的に展開するために、法人を設立することを決意いたしました。

この法人の名称「くりあー」には、二つの意味を込めています。ひとつは、「活動内容や予算執行の透明性を高める」こと。非営利組織として公共性の高い責任を果たすうえで、開かれた情報公開と説明責任は不可欠です。もうひとつは、「地域にあるさまざまな課題を一つずつ『クリア』していく」という決意。自閉症児支援を核としながらも、複雑に絡み合った地域の課題に着実に取り組んでいく姿勢を表現しています。

他法人での経験を土台に、今後は一法人の代表として、地域住民、支援者、行政機関、関係団体などと連携しながら、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するための支援体制づくりに尽力してまいります。そのために、社会的信用と制度上の権限を有する「法人格」が不可欠であると考え、特定非営利活動法人「くりあー」の設立をここに発起いたします。

令和 7年 8月 15日

特定非営利活動法人くりあー
設立（代表）者 住所又は居所
氏名

延原 拓志

2025年度事業計画書
法人成立の日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人くりあー

1 事業実施の方針

設立年度にあたる2025年度は、当法人の認知度の向上を重要な目標の一つと位置づけ、地域社会への浸透を図る。これに向けて、同様の課題意識を持って活動している他の団体・機関と積極的に連携し、情報交換や共同事業の可能性を模索・調整していく。

また、事業の展開に適した活動場所の選定については、公共施設をはじめとする地域の資源を活用しつつ、対象となる利用者や地域住民が参加しやすい環境を調査、整備することを目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)
自閉症児・者の療育支援事業	療育事業所の運営	2025年度 未実施				
自閉症に関する正しい理解を広める啓発・社会教育事業	講演会等啓発イベントの企画・運営	2025年度 未実施				
自閉症児・者及び地域住民の余暇・文化・芸術・スポーツ振興事業		2025年度 未実施				
地域の子ども・若者を対象とした職業適性診断イベント、一次産業体験講座などキャリア教育事業	子育て相談カフェ（仮称）の開催	2025年度 未実施				
自閉症児・者及びその家族に対する相談支援事業		2025年度 未実施				
自閉症児・者の就労支援及び生活支援事業		2025年度 未実施				

児童福祉法及び 障害者総合支援 法に基づく事業		2025年度 未実施				
独居高齢者や子 ども等が利用で きる地域食堂 （子ども食堂 等）の企画・設 置運営並びに支 援事業	子ども食堂の 企画・運営	年2回	赤磐市内	3名	10名	25
地域食堂を通じ た見守り・交 流・世代間連携 促進事業	子ども食堂の 企画・運営	年2回	赤磐市内	3名	10名	
食育・栄養改善 を目的とした講 座、ワーク ショップ及び教 材開発事業		2025年度 未実施				
まちづくりを推 進する地域資源 活用プロジェクト 及びボラン ティアマッチン グ事業		2025年度 未実施				

(2) その他の事業については実施しない

2026年度事業計画書
2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人くりあー

1 事業実施の方針

前年度に構築した基盤を踏まえ、支援活動の定着および質的向上を図るとともに、地域ネットワークの拡充と法人運営体制の強化を進める。また、子ども食堂をはじめとした地域資源を活用した共同事業を主体的に展開し、より多くの支援ニーズに応えられる体制整備を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支 出 見込額 (千円)
自閉症児・者の療育支援事業	療育事業所の運営	2026年度 未実施				
自閉症に関する正しい理解を広める啓発・社会教育事業	講演会等啓発イベントの企画・運営	2026年度 未実施				
自閉症児・者及び地域住民の余暇・文化・芸術・スポーツ振興事業		2026年度 未実施				
地域の子ども・若者を対象とした職業適性診断イベント、一次産業体験講座などキャリア教育事業	子育て相談カフェ（仮称）の開催	年1回	赤磐市内	2名	5名	8
自閉症児・者及びその家族に対する相談支援事業		2026年度 未実施				

自閉症児・者の就労支援及び生活支援事業		2026年度 未実施				
児童福祉法及び障害者総合支援法に基づく事業		2026年度 未実施				
独居高齢者や子ども等が利用できる地域食堂（子ども食堂等）の企画・設置運営並びに支援事業	子ども食堂の企画・運営	年3回	赤磐市内	3名	10名	35
地域食堂を通じた見守り・交流・世代間連携促進事業	子ども食堂の企画・運営	年3回	赤磐市内	3名	10名	
食育・栄養改善を目的とした講座、ワークショップ及び教材開発事業		2026年度 未実施				
まちづくりを推進する地域資源活用プロジェクト及びボランティアマッチング事業		2026年度 未実施				

（２）その他の事業については実施しない

法人設立の日から2026年3月31日まで

(單位：円)

科目		金額		
I	経常収益			
	1. 受取会費			
	正会員受取会費	50,000		
	賛助会員受取会費			
	2. 受取寄附金			
	受取寄附金			
	施設等受入評価益			
	3. 受取助成金等			
	受取民間助成金			
	4. 事業収益			
	5. その他収益			
	受取利息			
	雑収益			
	経常収益計	50,000	50,000	
II	経常費用			
	1. 事業費			
	(1) 人件費			
	役員報酬			
	給料手当			
	法定福利費			
	退職給付費用			
	福利厚生費			
	人件費計			
	(2) その他経費			
	会議費			
	旅費交通費	5,000		
	消耗品費	20,000		
	施設等評価費用			
	減価償却費			
	支払利息			
	その他経費計			
	事業費計	25,000	25,000	
	2. 管理費			
	(1) 人件費			
	役員報酬			
	給料手当			
	法定福利費			
	退職給付費用			
	福利厚生費			
	人件費計			
	(2) その他経費			
	会議費	5,000		
	旅費交通費			
	減価償却費			
	支払利息			
	その他経費計			
	管理費計	5,000	5,000	
	経常費用計		30,000	
	当期経常増減額			20,000
III	経常外収益			
	1. 固定資産売却益			
	経常外収益計			
IV	経常外費用			
	1. 過年度損益修正損			
	経常外費用計			
	当期正味財産増減額			20,000
	設立時正味財産額			0
	次期繰越正味財産額			20,000

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

(一般正味財産増減の部)

I 經常收益

受取寄附金振替額

x x x

II 經常費用

2. 事業費

x x x

(指定正味財産増減の部)

受取寄附金

○○○

一般正味財産への振替額

△ × × ×

令和8年度 活動予算書
2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人くりあー
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計	50,000	50,000	
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
消耗品費	3,000		
備品費			
旅費交通費	5,000		
通信費	35,000		
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	43,000		
事業費計	43,000	43,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
消耗品費	5,000		
旅費交通費			

減価償却費			
支払利息			
その他経費計	5,000		
管理費計	5,000	5,000	
経常費用計		48,000	
当期経常増減額			2,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			2,000
前期繰越正味財産額			20,000
次期繰越正味財産額			22,000

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

(一般正味財産増減の部)

Ⅰ 経常収益

1. 受取寄附金

受取寄附金振替額 × × ×

Ⅱ 経常費用

2. 事業費

援助用消耗品費 × × ×

(指定正味財産増減の部)

受取寄附金

〇〇〇

一般正味財産への振替額

△ × × ×